

平成 29 年度 第 2 回 仙台市障害者自立支援協議会 議事要旨

- 1 日 時 平成 30 年 3 月 14 日 (水) 18:30~20:30
 2 場 所 仙台市役所本庁舎 8 階ホール
 3 出席者 阿部委員, 伊藤委員, 大坂委員, 黒澤委員, 佐々木委員, 庄司委員, 関本委員, 高橋委員, 遠山委員, 西尾委員, 東二町委員, 三浦委員, 谷津委員, 横谷委員, 吉岡委員

【欠席】川村委員, 原田委員

【事務局職員】

郷湖障害福祉部長, 石川参事兼障害企画課長, 小幡企画係長, 加藤サービス管理係長, 伊藤障害者支援課長, 高橋障害保健係長, 天野施設支援係長, 那須指導係長, 古澤地域生活支援係長 (司会), 障害者総合支援センター山縣所長, 精神保健福祉総合センター林所長, 北部発達相談支援センター佐々木所長, 南部発達相談支援センター中村所長, 青葉区障害高齢課伊藤課長, 若林区障害高齢課伊藤係長 (課長代理), 太白区障害高齢課都丸課長, 泉区障害高齢課樋口課長

4 内容

事務局 (古澤地域生活支援係長)	平成 29 年度第 2 回仙台市障害者自立支援協議会 (以下、自立協) を開催する。配布資料の確認をする。傍聴に際しては『会議の傍聴に際し、守っていただきたい事項』をお守りいただきたい。また、本日は要約筆記を手配しており、二点、注意事項がある。一点目が、発言の際は始めに名乗っていただくこと、二点目は、資料のページ数などを言った後に少し間を空けていただくこと、以上をお願いしたい。それでは、これより先の進行は大坂委員長へお願いする。
大坂委員長	本日は、各部会の今年度の取組みについての報告と、来年度の自立協の進め方についてご提案がある。それでは早速議事に入る。議事 (1)「地域生活支援拠点等検討部会の取組報告」について、事務局から説明をお願いしたい。
事務局 (地域生活支援係菅原)	それでは、説明申し上げる。(資料 1、2 に沿って説明)
大坂委員長	地域生活支援拠点等検討部会長の西尾委員より補足があればお願いしたい。
西尾副委員長	3 年間の部会を経て、分野の異なる専門家や当事者、相談支援事業所や居住系サービスなど、いろいろな立場の方から関連なご意見をいただき、この場を借りて感謝申し上げます。ポイントとしては、三つある。

	<p>一つ目は、以前、仙台市の拠点はいわゆるハコモノにならないように、という委員からの発言もいただいたが、面的整備という手法で、一人ひとりが拠点に関わる体制としたこと。二つ目は、緊急はなるべく防ぐもの、という考えに立ち、事前登録や体験利用を進めること、また、いったん拠点を利用した後の振り返りをして、再び緊急事態にならないようにする、ということを全体の中で位置づけたということも大きな特徴である。それから三つ目として、突然仙台市の中に新たに拠点ができるということだけでなく、既存のネットワークに溶け込む形で、ということも委員から発言があったので、そこもポイントとした。実際には、やってみないとわからないことも多々あるため、モデル事業で来年度検証を行う。また、実際にどれくらい緊急の件数があるのか、どういったニーズがあるのかということも、今年度、相談支援事業所や宿泊に対応した施設にアンケートのご協力をいただいた。非常に貴重な資料であるので、活用してまいりたい。これについても感謝申し上げる。</p>
大坂委員長	<p>それでは、「地域生活支援拠点等検討部会の取組報告」について、ご質問・ご意見があれば伺います。</p>
黒澤委員	<p>私もこの部会に参加した。重複する点もあると思うが、重要な点をお話する。まずは、拠点を設置するだけでなく、緊急対応や居住支援など、地域の支援力を高めるということが前提である。実態に即して十分に機能するものが必要である。ネットワークを作るという意味では、既存の事業所に輪番制という形で新たな取組みの協力をお願いする。そのため、事業所の主体性をいかに高めるかが重要。また、拠点にコーディネーターを配置して支援を行うことになるが、内容については相談支援と重複する部分が多々あるので、区自立協との連動が重要である。こういった議論を部会の中で行ってきた。今後の方向性としては、運営的な課題が部会の中で出てきたため、緊急や居住についての具体的な内容について継続的な協議が必要である。</p>
遠山委員	<p>非常に重要な内容であったと思う。相談支援と重複する内容について、区自立協がしっかりと役割を果たすことが重要。質問だが、資料2の10ページにある、図3「緊急受け入れが必要な場合の流れ」について。事前登録のあり・なしでそれぞれ分かれていくようだが、地域の受入施設で受け入れができない場合、最終的に拠点で受け入れると書いてある。拠点にはどのくらいの空床を確保する想定なのか。</p>
事務局（古澤 地域生活支援	<p>まず、この事業については来年度モデル事業として、市内で障害福祉事業を行っている法人に業務委託を行う予定である。拠点を担う法人に</p>

係長)	緊急対応のためのスペースを確保してもらうことになるが、実際に何床を確保してもらうかについては、来年度詳細を詰めていく予定である。最低でも1床は確保していただくことになる。
遠山委員	了解した。既存の受入施設であるレスパイトや短期入所などは、すでに予約が埋まっていることが多いので、拠点が緊急時どのくらいの機能を果たすかを知りたかったので質問させていただいた。
高橋委員	遠山委員の質問と一部重複するが、仙台市全体で余剰の受入キャパシティはどれだけあるのか。また、そのような目標値はあるか。
事務局（古澤地域生活支援係長）	余剰の数値については、資料を持ち合わせていないため分かりかねるが、地域の受入施設という意味では、短期入所事業所が挙げられる。その事業所数は現在市内に30数か所である。また、今年度行った緊急対応に関するアンケートの結果では、仙台市全体で1日あたり1件から2件、緊急が発生しているという回答であった。
横谷委員	グループホームを運営している者として、居住支援の観点からお伺いしたい。輪番制を行うとなると、支援の質の観点から情報の共有が重要になってくる。資料には、親亡き後を見据えてとあるが、その親がすでに亡くなっていてお独りで暮らしている方や、家族とのつながりが希薄になっている方もいる。また、最近では、病院や高齢者施設も保護者や身元保証人が必須なことが多く、誰も支援者がいない場合は、事前登録の段階で成年後見のコーディネートなどが必要になってくると思う。そういった検討はされているか。検討段階であれば、そういった内容を盛り込んでほしい。
事務局（古澤地域生活支援係長）	本部会では、緊急時の受け入れ対応だけでなく、緊急を発生させないようにする未然防止の取り組みが重要であるということで意見がまとまった。ただ今横谷委員からご発言のあった成年後見のサポートは、まさにこの未然防止の取組みである。親亡き後はもちろんだが、仮にご両親が健在であっても、ご高齢であれば、その後のことを考えて成年後見などを考えねばならない。こういったことも既存の支援機関を中心に考えていきたい。
谷津委員	資料2の12ページにある「事前登録の基準案」のところに、「緊急支援が必要になる障害児者」と記載があるので、お子さんも含まれるという意味だと思うが、虐待のケースも含まれるだろうか。また、そうであるならば、お子さんの場合、拠点もしくは短期入所事業所等から学校

	<p>には通えるのか。成人の方も同様に、勤め先などがある場合、そこに通わせてもらえるのか。昼間の生活を確保してもらえるのか。また、事前登録の基準には、本人が混乱していて、家族の命にかかわるという場合も含まれるのか。</p>
<p>事務局（古澤地域生活支援係長）</p>	<p>虐待も含まれるのかというご質問に対しては、含まれる、というお答えになる。ケースバイケースではあるが、それだけで事前登録の可否を判断するものでない。また、昼間の生活を続けられるのか、というご質問については、法的に通常の生活を断絶するような施設ではないので、ケースバイケースにはなるが、ご本人の安全が確保され、既存の支援機関が話し合った結果、通学等が可能ということであれば、もちろん可能である。最後のご質問については、おそらく行動障害の方のお話しだと思うが、家族側が緊急事態と感じていて、身の危険を感じている場合の引き離しという対応も当然想定される場所である。</p>
<p>事務局（郷湖障害福祉部長）</p>	<p>ただ今の回答に補足させていただく。虐待の場合は、児童相談所の取り組みとの関わりが出てくる。特に、虐待を受けている児童が障害を持っている場合には、アーチルで行っている別事業を利用してもらう可能性があり、そちらの空き状況を見ながら、ということになる。</p>
<p>高橋委員</p>	<p>虐待の場合、第一義的には児童相談所が対応する。しかし、児童相談所で探したが、受け入れ先がなく、家にも帰すことができない場合はコーディネートが空き施設を探す、ということだろうか。</p>
<p>事務局（郷湖障害福祉部長）</p>	<p>もう少し詳しく申し上げますと、虐待があると基本的には児童相談所に通報が入る。その方が障害児の場合で、児童相談所ではなかなか対応が難しいということになると、児童相談所からアーチルへ連絡がいく。アーチルで別途、そういった方を受け入れる施設と委託契約を結んでいて、基本的にはこの施設で受け入れていただくことになる。しかしこの施設が満杯の場合などは、今回ご提案している拠点の活用の可能性が出てくる。したがって、概ね高橋委員のおっしゃるとおりである。</p>
<p>大坂委員長</p>	<p>それでは次に、議事（２）「地域部会の取組報告」について、事務局から説明をお願いしたい。</p>
<p>事務局（地域生活支援係藤島）</p>	<p>それでは、説明申し上げます。（資料３、４、５に沿って説明）</p>
<p>大坂委員長</p>	<p>地域部会の成果物としては、資料４の事例集ができたこと。さらに、</p>

	<p>各区自立協の取組み状況もまとめることができた。今後より一層各区の自立協の役割が重要になってくる。副部会長の横谷委員からも補足をお願いする。</p>
横谷委員	<p>昨年の5月に、厚生労働省より吉野専門官をお招きし、我が事・丸ごとなどについて勉強会を行った。福祉分野においても、支え手側・受け手側に分かれるのではなく、地域のあらゆる住民の役割をもってコミュニティを育成し、公的な福祉サービスと協働し、助け合いながら暮らすことのできる地域共生社会を実現していく必要があるとお話しされていた。地域部会が始まった当初は、課題などに目が向きがちなところがあった。しかし、徐々に一人ひとりが活躍できる地域コミュニティを育成していくために、公的でないサービスにはどういったものがあるのか、協働して助け合っていくとはどういうことなのか、そういった情報を共有し合って部会を進めることができた。事例集も初年度に作って終わりではなく、今後更新していくことに意義がある。この場にいるみなさんにも、事例集の方向性や活用方法について、長期的・建設的なご意見を頂戴できればと考えている。</p>
吉岡委員	<p>事例集について。いわゆる社会資源を見出して、地域の互助や民生委員や地区社会福祉協議会の記述がある。地域福祉と障害福祉の関係について、大切な部分を取り上げている。先ほど、地域共生社会の話があったが、地域包括支援センターを中心とする高齢者福祉と障害福祉、子供の福祉などを地域でどう支えていくかという意味で課題は多い。障害者の高齢化など、さまざまな複合的課題の中で、どういう形で社会福祉協議会が関わるべきかを考えている。また、事例集については、どういう方に読んでいただき、活用していただくか、ターゲットを考えていく必要があると思った。</p>
大坂委員長	<p>事例集には、歯科の事例もたくさん載っており、さまざまご配慮いただいていることが分かる。佐々木委員には、こういった事例を自立協の場でお話しいただいているところだが、ご意見やご感想はいかがか。</p>
佐々木委員	<p>歯科医師会の会員に障害者支援について話をしている。この事例集を読んで、そういった取組みが浸透していると感じられてうれしく思った。おそらくみんな障害に対する理解はあって、なんとかしてあげたいという会員がほとんどのはず。こういった事例について、理事会などで報告したいと考えている。</p>
大坂委員長	<p>薬剤師会の東二町委員には、この自立協でもいつも心強い意見をいた</p>

	<p>だいており、今回この事例集に載っていないのは心苦しいが、感想などをいただけるとありがたい。事例集は今後、バージョンアップしていくので、薬剤師会としての取組みなどを教えていただけると幸いである。</p>
東二町委員	<p>私は仙台市薬剤師会で広報を担当しており、会員に自立協のことを紹介したことがある。薬剤師会では、処方箋がなくても気軽に来ていただける体制を目指している。昨年からは「うつ」に目を向けて、ワーキンググループを立ち上げて、県外からも先生をお招きし、勉強会を開催した。今年は実際の患者さんとの接し方なども学んでいく。みなさんの役に立てるようにがんばっていきたいと思っている。</p>
大坂委員長	<p>薬剤師さんが丁寧にご対応されていることは当事者の方々からお聞きしているところであった。この事例集には、今あるものを載せているほか、これからいろんな方に知っていただきたいというものも載せている。その意味では、民生委員さんの役割が重要と考えるが、庄司委員にご意見等伺いたい。</p>
庄司委員	<p>この事例集の7ページと8ページには民生委員の事例が掲載されている。障害については、目に見えるものと見えないものがあると思うが、目に見えない場合、判断や支援が難しい。また、先ほどの拠点の話に戻るが、事前登録のことや一時的な居場所の提供など、事業自体の周知が必要であると思う。</p>
大坂委員長	<p>外からは障害が分からない方々に対し、今現在、情報がなくても支援に関わっている民生委員の方々もいらっしゃるということ、さらに、せっかく拠点ができるので周知をしっかりとっていただきたいというご意見であった。感謝する。</p>
黒澤委員	<p>国である程度示されている方向性もあると思うが、重要なのは仙台市の実情に応じて地域を作っていくこと。さらに、インフォーマル資源の取りまとめも重要である。それをもっと活用するためにも、実際個別支援の中から把握されてくる課題に視点を向けていくことが重要である。そういったことを考えると、区も専門相談機関も相談支援事業所も、課題を把握すること自体が課題であると言える。例えば、地域部会の今後の方向性として、具体的な課題の把握方法や分野ごとの共有を行ったり、枠を超えて問題意識・課題意識を共有したり、そういった取り組みに発展してほしいという意見である。</p>
大坂委員長	<p>ご意見をお聞きしていて、拠点や、この後ご説明がある今後の相談支</p>

<p>事務局（地域生活支援係伊藤）</p>	<p>援体制のあり方にも言えることだが、区自立協の持ち方や評価・研修の仕組みにも関わってくる話であると思った。全体のこととして考える必要がある。それでは次に、議事（３）「障害者相談支援体制あり方検討会の取組報告」について、事務局から説明をお願いしたい。</p>
<p>大坂委員長</p>	<p>それでは、説明申し上げる。（資料６、７、８に沿って説明）</p> <p>自立協の懸案事項の一つである相談支援体制について、事務局からの説明であった。資料８にお示ししている報告書を作ったので、今後はこれに基づいてしっかり実行していくということ。私は、何としても進むことが重要だと思っている。ただ今の件について、ご質問・ご意見あればお願いしたいが、伊藤委員は本検討会の委員であった。補足等いかがか。</p>
<p>伊藤委員</p>	<p>この検討会に参加してきたが、当事者として、どのようにかかわっているかを申し上げてきた。検討会が終わって考えたのは、事業所や相談支援事業所等との接点が少ないということ。事業所の方々もいろいろ苦労しているということは分かった。たとえば、ピア的な役割であれば、我々当事者も相談支援体制に影響を与えることができると思う。</p>
<p>大坂委員長</p>	<p>そう考えると、やはり地域自立協の役割が重要になってくる。いい意見だったので、参考にさせていただきたい。黒澤委員も本検討会の委員であったが、いかがか。</p>
<p>黒澤委員</p>	<p>この検討会の設置の主たる目的が、基幹相談支援センターの設置のように考えられることがあるが、改めてこの場で確認したいのは、目的は仙台市全体の相談支援の質を上げる、中でも支援力の底上げを図る、ということである。特に私のような専門相談の立場の人間が、より効果的にシステムに関わるにはどうすべきか、という意識を持って参加させていただいた。まず、共通認識すべきなのは「重点的に関わる対象者」に関すること。福祉行政に携わる者や相談支援を受託している事業者にとって、絶対に外せない項目である。さらに、そういった相談支援の中で、達成すべきことについて、共通認識を図ることが重要。今後は、自立協本会に協議の場を移すとのことだが、計画相談拡充の具体的な策についても話し合っていければよい。</p>
<p>大坂委員長</p>	<p>支援力の向上については、自立協自体が「評価」をどうするのかを考えねばならない。最後におっしゃった計画相談拡充については、来年度</p>

<p>高橋委員</p>	<p>以降本会でしっかり議論を行っていただければよい。</p> <p>資料7を読んでいて気になったことがある。支援が必要なのに自ら声をあげられない、いわゆる要支援者に対して、最初の受付窓口は地域の民生委員、各区障害高齢課だと思うが、それらの人員は各区で最低何人なのか。さらに、人員の増強計画などはあるか。</p>
<p>事務局（古澤地域生活支援係長）</p>	<p>最初の受付機関については、資料7・4ページの図3で相談支援の流れのイメージ図をお示ししているのをご覧いただきたい。まず相談者がいずれかの受付機関で、相談を行うが、その受付機関については特に限定しているわけではない。高橋委員がおっしゃる通り、地域の民生委員が受けることもあれば、区障害高齢課が受ける場合もある。そういった中で、「重点的に関わる対象者」がいる場合は、このフロー図に従って支援を行うこととなる。なお、最後にご質問のあった区障害高齢課の人員については大変申し訳ないが、ただ今データを持ち合わせていないため、お答えできない。ご了承いただきたい。</p>
<p>高橋委員</p>	<p>今後の区障害高齢課の人員の増強について検討はしているのか。場合によっては、これから検討することがあるのか。</p>
<p>事務局（郷湖障害福祉部長）</p>	<p>今後の相談支援体制について、今回一つ方向性はお示しましたが、具体的には資料6の裏面にあるとおり、今後時間をいただき本会でご検討いただくことになっている。そういった検討過程において、各区保健福祉センターの対応状況等を踏まえて、体制の拡充が必要だということになれば、市役所内部での手続きに則って人員に関する調整や要望を行う可能性も出てくる。今のところは、具体的に人員を増やす・増やさないについての方向性は明言できない。ご了承いただきたい。</p>
<p>谷津委員</p>	<p>資料7・4ページ図4の「指定特定相談支援事業者」とは、指定障害児相談支援事業者も含まれるのか。児童福祉法で定められている児童発達支援や放課後等デイサービスなど子供対象のサービスの相談を受けた場合、計画を作るのは指定障害児相談支援事業者である。また、もし障害児も含まれるということであれば、親の受け止めや親の心の整理などの観点で、バックアップに児童発達支援センターがあるとより心強い。私の中で経験不足で分からないのは、学齢期前だとアーチルが受給者証を発行するが・・・アーチルと区障害高齢課の役割分担が分かりづらい。いずれにしても、あちこちで相談支援を行っているので、障害児相談支援事業所等もここに入ってくるとよいと思った。</p>

大坂委員長	<p>ご質問の内容は非常に重要。いろいろなところで相談支援が行われているが、どこでも適切に対応されるような枠組みの整理が必要。これについては、この大枠に従って次年度以降、整理していくというのが私の認識。事務局もそのような認識でよろしいか。</p>
事務局（郷湖障害福祉部長）	<p>資料7・4ページの図4については、部会で議論した結果、あくまでも主なところを記載している。先ほどの児童も含まれるのか、というご質問に対しては、当然含まれるというお答えである。児童発達支援センターについては、来年度11ヶ所になるが、今後役割や機能を整理していく。そういったものを全て記載すると、かえって分かりづらくなってしまったため、分かりやすさを重視した。相談支援体制についての課題は、非常に複雑で難しいことが多いが、検討していかねばならないものなので、引き続きよろしくお願ひしたい。</p>
遠山委員	<p>委託相談支援事業を実施している者として、仙台市に基幹相談支援センターが設置されるというのは非常に心強い。なかなか設置が進まなかったという経緯があるが、本来であれば区に一つ基幹相談支援センターがあることが理想である。とは言え、まずは、大きな一歩を踏み出すことができたのではないか。感謝申し上げる。</p> <p>毎回お話ししているが、相談支援事業所の疲弊についてはピックアップせざるを得ない。仙台市の相談支援体制をできるだけ効率的にきちんと動かしていくためには、相談支援機関の役割分担が重要。その中で、さまざまな書類の中に出てくる「官民協働」という言葉。これがなかなかできていない。我々も相談支援体制をよくしていきたいと思っている。おそらく仙台市もそうだ。今後、官民協働をどのように具現化していくか、具体的に議論させていただきたい。</p> <p>また、資料8の19ページについて。さまざまなケアマネジメントプロセスについての評価の項目が掲載されている。この対象者数については、平成26年が一番多く150名、27年度は110名、28年度では90名を抽出している。私は相談支援専門員の初任者研修や現任者研修の企画をしているが、サービス等利用計画などを作る際に、「初年度」というのは十分な合意形成が相談者とできていないために、だいたい完璧なものではない、ということを受講者と共有しているところである。それが、モニタリングを重ねていく中で徐々に精度があがっていくのである。</p> <p>さらに、資料8の22ページを見ると、一次評価と二次評価の評価者について記載されている。一次評価は障害者支援課の職員3名。二次評価は専門相談機関職員。具体的に計画相談支援の評価をされているわけだが、評価した方が、相談支援専門員がどのように育成されているのか分</p>

	<p>かっているのか。例えば初任者研修は受けているのか、現任研修レベルまで受けているのか。効果的な評価を行うためには、実際に相談支援に携わる人たちが評価を行ったほうが、官民協働という意味でも望ましいのではないか。</p> <p>最後に、資料 7・4 ページ図 4 では、役割分担の明確化をしていかねばという意味では、委託相談支援事業所・指定特定相談支援事業者・基幹相談支援センター・専門相談機関・総合相談窓口などさまざまな機関がある。基本的に障害サービスを使っていくときの計画作成は指定特定相談支援事業者が担当するが、ここのフォローアップをしっかりとできないと、全体が機能を果たせない。以上、意見である。</p>
大坂委員長	<p>おっしゃる通り。青葉区の自立協で指定特定相談支援事業所の相談窓口を開設したところ、1 機関の参加があったということである。そういった取組みをぜひ続けてほしい。それでは、続いて議事（4）評価・研修部会の取組報告について、事務局から説明をお願いしたい。</p>
事務局（地域生活支援係伊藤）	<p>それでは、説明申し上げます。（資料 9、10 に沿って説明）</p>
大坂委員長	<p>評価・研修部会については、部会としての会議が休止の中、ご苦労いただいた。部会長の三浦委員から補足説明をお願いしたい。</p>
三浦委員	<p>ただ今事務局から説明があったように研修の体系については、昨年度の 2 回の本会でも申し上げたが、資料 10 の研修手帳に記載の内容である程度は完成したと思っている。しかし、その研修の効果が実際にどのくらいあるのかということについては、実際の相談支援やケアマネジメントに反映できていないという事実がある。原因は体制等の問題もあると思うが、効果が十分ではない部分は今後検討していかなければならない。その点については先ほど遠山委員がおっしゃった、資料 8 の体制整備の中の評価とも関連してくる。平成 30 年度も研修は継続しながら、その点を模索して、また、研修の効果として、本当に利用者のためのケアマネジメントに反映しているのか、という意味で研修の見直しをしていきたい。</p> <p>また、自己評価について。長い時間かけて自己評価票をブラッシュアップしてきた。さらに、昨年度と今年度で同じ自己評価票を使って、事業所評価を行い、大きな進歩であった。第三者評価とあわせて、自己評価が自己点検になるように来年度は模索していきたい。自己点検と第三者評価が組み合わせられれば、いわゆる認証ということになる。いかに事業所が P D C A を回しているか、そういった点を評価できるような、自己</p>

大坂委員長	<p>評価の体制づくりを平成 30 年度は行っていきたい。</p> <p>評価・研修部会について質問・意見はあるか。阿部委員いかがか。</p>
阿部委員	<p>当たり前のことかもしれないが、自立支援は自己選択・自己決定が基本。そのうえでコーディネートを行うのが、関係機関の役割。そのうえで、支援者に対する研修は重要。さまざまな関係機関が関わるとともに地域が関わることも重要。人権擁護委員が障害福祉領域のことに関心を持っているが、法務省管轄だからあまり情報がないという話がある。本来は連携が大切。本日、相談支援専門員の研修内容は大変であるとお話しを伺った。そういった研修や経験の積み重ねが大切。一つ一つの事例が次につながる。さらに、研修を受けた方が、継続して業務を行うことも大切。利用者の多様性を理解できる相談支援専門員の存在や相談支援専門員同士のネットワークを作ることも大切。</p>
大坂委員長	<p>次年度以降さまざまなことが動いていく中で、それとリンクした研修体系が必要である、ということだと思う。</p>
黒澤委員	<p>私もまったく同意見である。今後の方向性に関する提案を 2 点させていただく。1 点目は、先ほど事務局から説明があったが、これまで把握された課題は、一定の整理後、仕組みづくりを行うことが前提となっているので、現時点では難しい面もあると思うが、他の部会と把握されてきた中身と連動する、ということが要素としてあってもいい。例えば、障害者相談支援体制あり方検討会で行った「重点的に関わる対象者」のことや、体制の役割分担と仕組みについて。また、拠点での居住や緊急に関することを扱いながらネットワークを作る部分を共同で行うなど。2 点目は、我々も研修をやっている中で感じる部分であるが、地域の事業所の方がより具体的な個別支援に関する課題を抱えている。その場合、資料 10 の研修手帳の中にあるような専門相談機関が開催する研修と連動させたり、見せ方を工夫したり…。体系化されて前面に出るといい。</p>
大坂委員長	<p>どんな状態でもその人らしく仙台で暮らせるように。そういったことを実現するための相談支援体制。困っている当事者、頑張っているけどニーズに対応しきれていない相談支援事業所等々の従事者の方、地域の方々…みんなが困っている状態であるのではなく、少しずつ仙台市が作ろうとしている仕組みをうまく使って、実行されることによって、それぞれの課題が少しずついい方向に動く、そのための研修を考えることが重要と思って聞かせていただいた。</p>

遠山委員	<p>今回、事業所自己評価を行い、それを共有する会を実施した。事業所からのアンケートを見させていただくと、当初この事業所自己評価の目的の一つとした「次年度の事業計画をしっかりと振り返りの中から作っていかう」ということについて、ほとんどの事業所でアクションプランを作っていただくことができた。それと同時に、指定特定相談支援事業所と話をする中で、とりあえず指定をとって必死に現場で走っているが、何ができていて何ができていないか客観的に見えていないという話があった。委託相談支援事業所は自己評価票が存在するが、指定特定相談支援事業所はそういった振り返りをする機会がない。将来的には、そういった評価票が指定特定相談支援事業者にも汎化されていくとよい。</p>
大坂委員長	<p>次に、議事（５）「平成 30 年度の仙台市障害者自立支援協議会について」事務局より説明願いたい。</p>
事務局（地域生活支援係鈴木）	<p>それでは、説明申し上げます。（資料 11 に沿って説明）</p>
大坂委員長	<p>ただ今の「平成 30 年度の仙台市障害者自立支援協議会について」、ご質問・ご意見あるか。</p>
西尾副委員長	<p>大枠について異論はないが、次期自立協の委員がどんな方になるのかを考えたとき、「就労支援」という観点は障害者支援において重要である。例えば、この場にハローワークの方や障害者職業センターの方や市の就労支援センターの方が委員として参加することは必要なことだと考える。意見として述べさせていただいた。</p> <p>さらに、拠点もそうだが、国の施策に振り回されて、仙台市として何が必要かを長期的に考える、ということがしにくい状況にある。評価で言えば、相談支援事業所や相談支援専門員の評価を行っているが、本来、市の自立協の評価も必要ではないか。特に来年度は年 4 回になるので、アンケート方式なのかチェックボックス方式なのかはさておき、さらにいいものになるように、という視点が必要だと思った。大枠に異論はない。</p>
大坂委員長	<p>来年度の自立協について大きく二つ。一つは、本会のこともあるが、3 年目になる区の自立協のこと。拠点などいろんな取組みの中で、整理しなければならないことが出てきた。二つ目は、それによって、本会の回数を 2 回から 4 回に増やすという事務局の提案。本会については、できるだけ活発な議論ができるようにしていきたい。では、来年度はこういう形で進める、ということよろしいか。</p>

一同	(同意)
大坂委員長	議事は以上である。次に、報告に移る。3(1)「仙台市障害者保健福祉計画・仙台市障害福祉計画(第5期)・仙台市障害児福祉計画(第1期)答申案について」事務局から説明願いたい。
事務局(石川参事兼障害企画課長)	それでは、報告事項として説明させていただく。(資料12に沿って説明)
大坂委員長	本日は、障害者施策推進協議会の会長の阿部委員がいらっしゃる。私も委員としてずっと一緒にやってきたが、今回の計画についてはかなり力を入れていらっしゃると思う。何か一言あればぜひ。
阿部委員	ただ今ご説明いただいたが、障害者施策推進協議会として、今回は3年一期の障害福祉計画、障害児福祉計画とともに、6年間の障害者保健福祉計画の策定作業にも関わらせていただいた。委員の皆様からさまざまな課題をご指摘いただきながら、仙台市として取り組む課題を明確化することができた。また、委員の皆様からはもっと具体的に書くべきではないか、というご意見もいただいたが、6年間の課題を明確にし、きちんと取り組むという方針を示したことが、これからの大きな根拠となる。さらに、障害者保健福祉計画について、モニタリングやPDCAサイクルという観点でみると、平成18年の計画から仙台市はずっとその手法を取り込んできた。他都市に先んじている。委員の皆様からは、決して絵に描いた餅にならないように、計画をしっかりと活用しながら課題解決に向かっていこう、というお話をいただいた。当たり前だが、施策推進協議会の委員だけでなく関係機関・当事者・家族とともに、この計画をしっかりと活用していく必要があることを確認し、答申案としてまとめた。
大坂委員長	最後に、横谷委員より情報提供がある。
横谷委員	以前、自立協の中で、福祉に役立つ情報があれば積極的にこの場で情報提供すべきと意見があったことから情報提供させていただく。そこで、本日も紹介するのは、お配りした「(仮称)仙台市グループホーム連絡会設立趣意書」についてである。他市町村の自立支援協議会では相談支援事業ばかりではなく、居住や就労など、さまざまな分野の連絡会や研修部会を自立協のもと、企画し開催している他市町村もある。本市

	<p>においては、グループホームの現場目線で役立つ研修が圧倒的に不足してきたこと、また、震災時においてもグループホームの横のつながりが必要であるとの認識から、これまで毎年グループホーム支援者の有志を中心に、グループホームサポート事業として研修会を開催してきた。先月2月16日、仙台メディアテークで開催したグループホームセミナーには、日本グループホーム学会代表と千葉県のグループホーム支援ワーカーを講師にお招きし、116名もの参加があった。そこで、この連絡会の設立についても説明を行った。また、昨今、就労支援の連絡会でも、就労と生活の両輪で支え合う必要があり、連携が必要だと現場から課題としてお話をいただいている。相談支援事業所からもグループホームを学べる場があるならぜひ参加したいとの声もいただいている。今月始めから入会申し込みを開始し、市内グループホーム約50法人中、半数を超える法人から申し込みいただける見込みである。今月3月20日に設立総会を開催する予定である。興味関心があれば、案内資料を用意しているので、本会終了後にぜひ私にお声がけいただきたい。</p>
大坂委員長	<p>それでは、本日予定している議事・報告は以上である。事務局にマイクをお返しする。</p>
事務局（郷湖障害福祉部長）	<p>貴重なご意見賜り感謝申し上げます。何事もなければ、委員の皆様が3年間の任期での最後の協議会になる。私自身は、今年度の着任のため、書類上の話にはなるが、3年間の自立協の経過を振り返ると、皆様に就任いただいた平成27年度は区の自立協がスタートした年でもあった。その頃は、自立協の部会としては、評価・研修部会の一つであったが、平成27年度には地域部会と地域生活支援拠点等検討部会が始まった。また、今年度平成29年度には、障害者相談支援体制あり方検討会を開始した。4つの部会を持つ大きな会議体でご議論いただいた。障害を持つ方々を取り巻く環境には、まだまだ課題が多いということだと思う。今回、拠点については事業化に一定の目途がついた。また、長年の懸案であった相談支援体制のあり方については、一定の方向性を得ることができた。ひとえに委員・部会員の皆様からの真剣なご議論の賜物だと感じている。感謝申し上げます。また、次期委員の選任については、本市の審議会の選任ルールに基づき現在検討中である。改めて事務局から個別にご相談させていただく。最後に、この3年間に厚く御礼申し上げて私からの挨拶とさせていただきます。</p>
事務局（古澤地域生活支援係長）	<p>長時間にわたり熱心にご議論いただき感謝申し上げます。本日も議論いただいた内容をもとに、さらに検討を進めてまいりたい。</p> <p>これをもって、平成29年度第2回仙台市障害者自立支援協議会を終</p>

	了する。
--	------

(了)